

REPORT

米国特許商標庁による料金引き上げ

2010年3月4日

オバマ大統領が米国議会に送付した予算案には、2011年会計年度の米国政府特許料金の15%を「一時的」に引き上げることが含まれています。これは、USPTOの収入源が不足しているため「一時的」対策として、USPTO新長官であるKappos氏が推奨した金額と一致しています。この「一時的」引き上げの正確な有効期限は不明ですが、過去には、米国議会は、毎年毎年、「一時的」料金引き上げの有効期限を繰り返して引き延ばしたことがあります。このため、新規「一時的」料金引き上げに対しても同様な行動を取ることかもしれません。

これに対して、米国特許のコミュニティでは、ほとんど抵抗はなく、米国議会が強い反対をするとは思われません。料金引き上げは、早ければ2010年10月1日から有効となり得ます。実際の日付は、いつ米国議会が来年予算を最終的に承認し、いつ大統領が署名をするかにより決まりますが、本年秋後半となり得ます。10月1日以降の料金引き上げが有効となる日付を推定することは困難ですが、予算が承認され次第ただちに有効となるように思われます。従って、10月1日に有効となると考え、15%の特許料金引き上げを予算計画の際に考慮されますことをお勧めします。今後も本状況を監視し、情報等を入手次第、お知らせいたします。

* * * * *

Oliff & Berridge, PLCは、米国バージニア州アレキサンドリア市を拠点とする知的財産法律事務所です。当事務所は、特許、著作権、商標、独占禁止法、訴訟を専門としており、世界で幅広く活躍する大企業から小規模の個人経営会社、大学、個人事業家を含む、多くの幅広い国内外のクライアントの代理人を務めています。

このスペシャル・レポートは、今日重要性の高い法的論点に関する情報を提供することを意図とするものであり、法的アドバイスを提供するものでもなければ、Oliff & Berridge, PLCの法的見解を構成するものでもありません。このスペシャル・レポートの読者が、この中に含まれる情報に基づいて、行動を起こす場合には、専門弁護士にご相談ください。

詳しくは、Tel(703) 836-6400、Fax(703) 836-2787、email@oliff.com、または277 South Washington Street, Suite 500, Alexandria, Virginia 22314, USAまでお問い合わせください。当事務所に関する情報は、ウェブサイトwww.oliff.comにおいてもご覧いただけます。